

島本町国民健康保険条例の一部改正について

○ 改正の概要

国民健康保険料の軽減判定所得を次のとおり拡大する（第 20 条関係）。

(1) 5 割軽減対象所得

（現 行） 4 3 万円 + 2 9 万 5 千円 × 被保険者数

（改正後） 4 3 万円 + 3 0 万 5 千円 × 被保険者数

(2) 2 割軽減対象所得

（現 行） 4 3 万円 + 5 4 万 5 千円 × 被保険者数

（改正後） 4 3 万円 + 5 6 万円 × 被保険者数

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日